

# さくら市野球連盟新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

令和2年8月1日制定

令和3年3月8日改定

さくら市野球連盟は、新型コロナウイルス感染症予防のため、本連盟に加盟する団体の活動に関し、「栃木県野球連盟感染予防対策ガイドライン（改訂版）」及びさくら市スポーツ協会が定める「新型コロナウイルス感染防止対策に伴う屋外体育施設利用ガイドライン」に準じ、次のとおり「さくら市野球連盟 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を制定する。

なお、これらのガイドラインの定めによらない事項においても、一人ひとりが「感染から自身を守る・家族を守る・社会を守る」ことに十分に留意し行動することとする。

## 【はじめに】

- ・活動とは、練習、練習試合及び各種大会に伴う一連の全ての行動を言う。

## 1. チームの練習活動について

- ・練習前に自宅において検温し体調を確認の上、異常がある場合は参加を控えること。  
なお、同居の家族等に体調がすぐれない者がいる場合も同様とする。
- ・練習会場として施設を利用する際は、当該施設の利用規定を遵守すること。
- ・常にマスクを持参し、練習時以外の着替えや会話の際にはマスクを着用すること。
- ・こまめな手洗い、手指消毒、うがいを行うこと。
- ・ミーティングや休憩時は、選手同士の間隔をとり密にならないようにすること。

## 2. 活動時間（学童に適用）

- ①活動時間（練習及び練習試合を含む。）は、平日 120 分以内、土日祝 180 分以内とする。
- ②練習試合（合同練習における試合形式含む）は 1 日 1 試合とする。
- ③チームとして県外への移動は禁止する。

## 3. 大会への参加に関すること

- ①開催にあたって
  - ・発熱・咳・倦怠感などの風邪症状及び味覚嗅覚障害が出現している者の参加を認めない。なお、同居の家族等に体調がすぐれない者がいる場合も同様とする。

- ・大会開催前の2週間日間以内に新型コロナウイルス感染者との接触や濃厚接触者

と特定された者の参加を認めない。

- ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合参加を認めない。
- ・手洗い、手指消毒を確実に実施する。
- ・プレー中以外はマスクを着用する。
- ・チーム内で共用する道具（バット、ヘルメット等）の消毒を、各チームにおいて適宜行う。

## ②試合前

- ・選手、チーム関係者、審判員、大会運営関係者が会場に入る際はマスクを着用すること。
- ・攻守決定時や大会運営及び競技場の諸注意をチームに伝える時は、各々マスクを着用して行うこと。
- ・大会当日、参加者全員の健康状態等を明記した名簿（チェックシート）を提出すること。

## ③試合中

- ・グラウンドに痰・唾を吐かない。
- ・ハイタッチやハグなど身体的な接触を禁止する。
- ・ベンチ内にいる時は、マスクを着用することを推奨する。ただし、熱中症予防に十分留意すること。
- ・プレー中に必要以上に大きな声での会話や応援等は控える。
- ・ベンチ内においても、一定の間隔を保つこと。
- ・メガホンのベンチへの持ち込みを禁止する。

## ④試合後

- ・試合後、各チームにおいてベンチの除菌を行う。
- ・チームの入れ替え時、ベンチ付近での密を回避するため、前の試合のチームが退去してからベンチに入る。
- ・飲食は、周囲との間隔を保ったり対面を避けたりして感染予防に努める。
- ・ゴミの持ち帰りを徹底する。

#### 4. 運営側の対応について

- ・ 審判員及び大会運営関係者も選手同様に健康チェックシートを作成し、手洗い、手指消毒、マスク着用を確実に実施する。
- ・ 試合間のインターバルを可能な限り長く取ることに努める。
- ・ 選手並びに関係者の密集を避けることに留意する。
- ・ 観客（応援者）がいる場合、密集・密接にならないよう留意する。また、大声での応援を控えるよう協力を求めること。

#### **【重要事項】**

○各チーム責任者は、活動後2週間以内にチーム内で新型コロナウイルス感染が判明した場合は、速やかに、市連盟事務局に報告すること。

なお、報告事項は下記のとおり。

発症年月日、性別、年齢、直近の活動日、場所、参加人数

○審判部長は、市連盟所属審判員が審判活動後2週間以内に新型コロナウイルス感染が判明した場合は、速やかに市連盟事務局に報告すること。

○大会開催期間中に、参加チーム内及び審判員に新型コロナウイルス感染が判明した場合、即当該大会を中止する。